

上越市分別収集計画

(第9期)

令和元年6月

上越市

上越市分別収集計画

令和元年6月17日策定

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市においては市内から排出される廃棄物のほとんどが市外・県外の最終処分場での処分に頼らざるを得ないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物のうち大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ（不要な物は買わない、断る）という積極的な考え方を加えた4Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を推進することにより、市民、事業者及び行政が一体となって、容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進し、もって「上越市一般廃棄物処理基本計画」に掲げたごみの排出量の各種削減目標値の達成を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間（令和2年度～6年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,493 t	7,426 t	7,360 t	7,293 t	7,226 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

ごみの減量とリサイクルの推進のため、下記の方策を実施する。実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の実施

- ・ 広報紙やホームページ、FMラジオによる啓発活動により意識の向上を図る
- ・ 小学校、中学校における環境教育の実施、焼却施設の見学受け入れなど環境教育の充実を図る
- ・ 環境イベントの開催、ごみ分別出前講座や勉強会の実施、家庭ごみの分け方出し方ガイドの配布など積極的に啓発活動を行う
- ・ リターナブル容器や詰め替え可能な商品の選択など容器包装廃棄物の削減につながる環境行動の重要性について、広報紙等を通じて市民へ働きかける
- ・ 事業系ごみ処理ガイドブックの配布などを通じて、事業者がごみの減量とリサイクルに努め、事業者自らの責任において適正処理を行うための啓発活動を推進する

(2) 過剰包装等の抑制、リサイクル製品の活用

- ・ 買い物時にはマイバッグを持参し、できるだけレジ袋はもらわない、簡易な包装の品物を選ぶなど過剰包装等の抑制の意識啓発を図る
- ・ 資源物の店頭回収や再生資源を原材料として利用した製品及び詰め替え商品等の販売を促進する小売店等を「リサイクル推進店」として認定し、市民との相互協力によるリサイクルの推進を図る
- ・ 排出者として、平成28年3月に策定した「上越市地球温暖化対策実行計画」に基づき、ごみの発生抑制と分別やグリーン製品の購入に努める

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場や処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	びん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装（紙製）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装（プラスチック製）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	224 t	222 t	220 t	218 t	217 t
主としてアルミ製の容器	167 t	166 t	164 t	163 t	161 t
無色のガラス製容器	(合計) 545 t	(合計) 540 t	(合計) 535 t	(合計) 531 t	(合計) 526 t
	(独自処理量) 545 t	(独自処理量) 540 t	(独自処理量) 535 t	(独自処理量) 531 t	(独自処理量) 526 t
茶色のガラス製容器	(合計) 354 t	(合計) 351 t	(合計) 348 t	(合計) 345 t	(合計) 342 t
	(独自処理量) 354 t	(独自処理量) 351 t	(独自処理量) 348 t	(独自処理量) 345 t	(独自処理量) 342 t
その他の色のガラス製の容器	(合計) 251 t	(合計) 249 t	(合計) 246 t	(合計) 244 t	(合計) 242 t
	(独自処理量) 251 t	(独自処理量) 249 t	(独自処理量) 246 t	(独自処理量) 244 t	(独自処理量) 242 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	— t	— t	— t	— t	— t
主として段ボール製の容器	1,111 t	1,101 t	1,091 t	1,081 t	1,072 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 839 t	(合計) 831 t	(合計) 824 t	(合計) 817 t	(合計) 809 t
	(引渡量) 839 t	(引渡量) 831 t	(引渡量) 824 t	(引渡量) 817 t	(引渡量) 809 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 508 t	(合計) 503 t	(合計) 499 t	(合計) 495 t	(合計) 490 t
	(独自処理量) 308 t (引渡量) 200 t	(独自処理量) 303 t (引渡量) 200 t	(独自処理量) 299 t (引渡量) 200 t	(独自処理量) 295 t (引渡量) 200 t	(独自処理量) 290 t (引渡量) 200 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,538 t	(合計) 2,516 t	(合計) 2,494 t	(合計) 2,470 t	(合計) 2,448 t
	(引渡量) 2,538 t	(引渡量) 2,516 t	(引渡量) 2,494 t	(引渡量) 2,470 t	(引渡量) 2,448 t
うち白色トレイ	— t	— t	— t	— t	— t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

計画策定にあたって、排出量が確定している直近年度（平成30年度）の実績に人口減少率を乗じて算出したもの。なお、人口減少率については、上越市第6次総合計画（後期基本計画）における当該期間の人口から算出した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
189,393人 (対前年比) △0.80%	187,706人 (対前年比) △0.89%	186,019人 (対前年比) △0.90%	184,333人 (対前年比) △0.91%	182,647人 (対前年比) △0.91%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体は下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	民間委託業者による定期回収及び拠点回収	民間委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	民間委託業者による定期回収及び拠点回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	民間委託業者による定期回収及び拠点回収	
	その他の紙製容器包装	容器包装（紙製）	民間委託業者による定期回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	民間委託業者による定期回収及び拠点回収	
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装（プラスチック製）	民間委託業者による定期回収	

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

全ての分別品目について、現行どおり民間リサイクル施設で選別、圧縮、梱包等の中間処理を行い、一時保管する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	パッカー 車輛、ト ラック	民間委託業者 ・選別 ・圧縮 ・梱包 ・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
段ボール	段ボール	結束		
その他の紙製容器包装	容器包装 (紙製)	袋		
ペットボトル	ペットボトル	網籠		
その他のプラスチック製容器包装	容器包装(プラスチック製)	袋		

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ ごみの出しやすい体制の整備を促進し、分別収集の円滑な実施を図る。
- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境政策審議会や生活環境協議会を随時開催する。
- ・ 広報紙、ホームページ、環境イベント、出前講座を通じて啓発活動を行い、減量化と容器包装廃棄物の資源化を推進する。